

平成27年度 第1回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成27年4月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 平成27年度第1回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 26名 定員 29名  
欠席 2名 欠員 1名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	遅刻
	○	2	目黒隆弥	
○		3	佐藤角二	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
○		6	横山史子	
		7		
○		8	蕨澤芳子	
○		9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
○		13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
○		15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
○		21	上重正一	
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
	○	27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		星由紀美	
○		高橋智也	

## 平成27年度

## 第1回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成27年4月24日

日程	議案番号	付議事件
		開会宣言 13時28分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  23番 小幡 悦男 委員  24番 橘 精一 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号 議案第4号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 農用転用事実確認願の受理及び確認について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条許可申請決定について 農地法第3条の規定による許可処分取消申請について 農地法第5条第1項許可申請意見決定について 農地利用集積計画意見決定について
5		その他
		閉会宣言 14時30分

# 平成27年度第1回魚沼市農業委員会総会議事録

平成27年度第1回魚沼市農業委員会総会は、平成27年4月24日魚沼市広神庁舎3階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（星主任）

定刻まで少し時間がありますけれども、出席予定の委員さんにつきましてはおそろいでございますので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員数28名のうち、欠席者の連絡いただいている委員は議席番号2番目黒隆弥委員、議席番号27番梅田隆夫委員の2名です。中澤委員につきましては少し遅れるということで連絡をいただいております。出席者数26名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成27年度第1回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、上村会長からご挨拶をお願いいたします。

(時刻は13時28分)

上村会長  
(挨拶)

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

配布資料の確認  
主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

特段報告事項はございません。

農地部会長（森山武郎委員）

農地部会も別段ございません。

広報部会長（菰澤芳子委員）

2点ご報告いたします。先ほどの会長さんのご挨拶にもありましたが、4月8日東京での全国広報会議に上村会長とともに出席させていただきました。その中で第21回農業委員だより全国コンクール表彰があり、全国農業新聞特別賞を頂いてまいりました。表彰に当たりまして、全国の農業新聞の特別賞まではステージに上がり、一人一人直接頂いてまいりました。これまで農業委員会だよりにご協力いただきました皆さんに感謝いたします。ありがとうございました。

また、4月10日に部会を開き、農業委員会だより16号の最終校正をいたしました。4月25日のお知らせ板とともに全戸配布されますので、ご覧いただきたいと思います。今回の農業委員会だよりには、この農業委員会だよりの愛称を募集しておりますので、皆さんからもぜひ応募していただきたいと思います。これからも農業委員会だよりによって皆さんからご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（上村会長）

ありがとうございました。報告事項それぞれ終了いたしました。皆さん方から何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

（特になし）

それでは、進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号23番小幡悦男委員、議席番号24番橋精一委員の両名を指名いたします。

## 農地貸借の合意解約について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の2ページをお願いします。

報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は13件ですが、詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号について、事務局より説明が終わりました。事前配布ということで、それぞれ目を通していただいたと思いますが、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」について、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の5ページをお願いします。

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は13件受理し、受理通知書を送付いたしました。整理番号1番の相続人は、県外に在住で耕作できないため、地元に住む親戚の方が耕作並びに管理をしてくれることになっております。地元の地区担当の委員さんからご協力いただきまして確認しております。その他は、既に認定農業者等へ貸し付けされている農地がありますが、相続人は全て魚沼市にお住まいの後継者等に当たるため、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書6ページをお願いします。

報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は3件です。

整理番号1	申請人	*****
	申請地	*****の一部 畑 155 m <sup>2</sup>
	転用目的	農機具格納庫

整理番号2	申請人	*****
	申請地	*****の一部 畑 199 m <sup>2</sup>
	転用目的	農機具格納庫

整理番号3	申請人	*****
	申請地	*****の一部 畑 199 m <sup>2</sup>
	転用目的	農作業所

議長（上村会長）

報告第3号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

桑原正文委員

同じ地番で、なんで3つに分けてやらなければならないのか。何か特別な事情があったのでしょうか。普通だと恐らく1筆そっくり転用するのが筋だと思うんですけど、あえて3つに分けて転用としたということは、何か特別の事情があったのではないかと思うのですが。

事務局（高橋主任）

目的別に建築年度が違うということで、3つに分けて今回届出がありました。

桑原正文委員

そういう意味があるのであれば。普通だと一括で転用して、そこに3棟建てるのがなんか筋だと思ったので、あえて質問してみました。ありがとうございました。

議長（上村会長）

それでは目的別に、また完成予定も違うということの中で、こういう申請をしたということで、よろしいでしょうか。

ほかに、特にないでしょうか。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、届出のとおり承認することといたします。

## 農地転用事実確認願の受理及び確認について

議長（上村会長）

日程第3報告第4号「農地転用事実確認願の受理及び確認」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書7ページをお願いします。

報告第4号「農地転用事実確認願の受理及び確認」についてです。今月は5件について受理及び確認をしております。詳細については、事前配布のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第4号については、事務局の説明どおり事前配布ということで、事前に精査しております。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第4号「農地転用事実確認願の受理及び確認」については、事務局において既に確認済みということでございますので、異議なしと認め、受理することといたします。

## 農地法第3条許可申請決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第1号「農地法第3条許可申請決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

訂正 整理番号2 譲受人住所 \* \* \* \* \* → \* \* \* \* \*

整理番号7 権利の種類 使用貸借権 → 所有権  
設定・移転の別 設定 → 贈与  
貸借期間 10年間 → 永久



議案書の8ページをお願いします。

議案第1号「農地法第3条許可申請決定」について、今月の申請は売買による所有権移転が6件、贈与によるもの4件、賃借権の設定が4件、使用貸借権の設定に関するもの2件で、合計16件です。それでは、説明に移ります。

整理番号1 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 356 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 売買 \*\*\*\*

申請地は用地買収の残地ということで、非常に耕作しにくい形状になっておりますが、譲受人の圃場に隣接しており、耕作の効率化を図れることから売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は下限面積要件を満たしていないため、この後整理番号15番で親戚の方から農地を借り受けているため、30aを超えております。また、耕作に意欲的なため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 50 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 売買 \*\*\*\*

申請地は譲受人の住宅に隣接する田んぼですが、農地として取得するため、売買の申請があったものです。宅地の拡張ではないかということでご本人に確認を行っておりますが、転用の目的ではないということで、回答をいただいております。譲受人の世帯は大規模農家で、認定農業者の父と経営を行っており、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 222 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 売買 \*\*\*\*

申請地は譲受人の事務所に隣接する農地ですが、耕作に便利のため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は一部作業委託をしておりますが、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。地区担当委員が本日欠席ですが、耕作に問題ないということで報告をいただいております。

整理番号4 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田ほか2筆 合計3,116 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 売買 \*\*\*\*

申請地は比較的條件の良い農地ですが、譲渡人が経営規模を縮小することとなり、親戚の譲受人へ売買するため、申請があったものです。譲受人は一部作業委託等を行いながら栽培管理を行い、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 譲渡人 \*\*\*\*

譲受人 \*\*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*\* 田 1,436 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 売買 \*\*\*\*\*

移転の理由は、譲渡人が農地を処分することとなり、譲受人が経営規模拡大を図るため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有していないため、作業委託等を行っておりますが、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号6 譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*\* 田ほか1筆 合計 215 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 売買 \*\*\*\*\*

申請地は現在少し荒れておりますが、譲受人が住宅を建築する敷地に隣接しており、耕作に便利のため、売買の話がまとまり、申請があったものです。今後は耕土を入れて、自家用野菜等を栽培する予定で、効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号7 譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*\* 田ほか17筆 合計 20,369.03 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 贈与

申請の理由は、親から子へ経営移譲するため、所有権移転をするものです。申請人の世帯は大型機械もそろっており、父は認定農業者で、栽培技術・知識等も豊富なため、今後は親元で経験を積みながら効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号8 譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*\* 畑 50 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 贈与

申請地の理由は、親子間の生前贈与です。申請人の世帯は大型機械もそろっており、譲受人は既に経営移譲を受けているため、経験年数も十分あり、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号9 譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*\* 田ほか10筆 合計 16,198 m<sup>2</sup>  
権利種類 所有権移転 贈与

こちらの申請理由につきましても、親子間の生前贈与となっております。申請人の世帯は大型機械もそろっており、譲受人は認定農業者で、農地集積にも取り組んでおり、経験年数も豊富なため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号10 譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*

申請地 \*\*\*\* 田 631 m<sup>2</sup>

権利種類 所有権移転 贈与

申請地は、既に譲受人の田と一体で利用されていましたが、譲渡人が処分することとなり、贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人はトラクターを所有しており、その他は作業委託しておりますが、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号 11 番から 14 番の譲受人は同一なため、まとめて説明をさせていただきます

整理番号 11 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 714 m<sup>2</sup>  
権利種類 貸借権設定 3 年間 \*\*\*\*

整理番号 12 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 1,969 m<sup>2</sup>  
権利種類 貸借権設定 5 年間 \*\*\*\*

整理番号 13 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 695 m<sup>2</sup>  
権利種類 貸借権設定 5 年間 \*\*\*\*

整理番号 14 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 2,297 m<sup>2</sup>  
権利種類 貸借権設定 5 年間 \*\*\*\*

申請の理由は、譲渡人が高齢や遠方で耕作できないため、\*\*\*\*が水稻作付け、そば作付け等経営規模拡大を図るため、貸借権の設定ということで申請があったものです。

なお、\*\*\*\*への貸し付けということで、一般法人への貸し付けとなりますので、解除条件付きの貸借契約となっております。

なお、整理番号 11 番の貸借の期間は 3 年間ですが、この度賃借料の見直しがあったため、再度契約をするために申請があったものです。

整理番号 15 譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 畑ほか 1 筆 合計 1,755 m<sup>2</sup>  
権利種類 貸借権設定 3 年間

申請の理由は、経営規模拡大です。整理番号 1 番の案件で農地を取得するため、下限面積要件が 30a に満たないため、親戚から借り受けるということで申請があったものです。そのほかの要件は先ほど説明したとおりとすることで、問題ないと考えます。

次の整理番号 16 番については、農業者年金受給に係る経営移譲の再設定のため、説明を省略させていただきますが、内容については事前配布のとおりです。

以上、整理番号 1 番から 10 番並びに 15 番・16 番は別添調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

また、整理番号 11 番から 14 番については、別添調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、農地法第 3 条第 3 項各号にある解除条件などが設定されておりますので、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、本日は目黒委員につきましては欠席ということで、整理番号 12 番・13 番・14 番は\*\*\*\*\*が賃借権を設定するというので、全く問題ないという報告をいただいております。以上です。

議長（上村会長）

議案第 1 号について、事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査結果・補足説明がありましたら、お願いいたします。

横山史子委員

整理番号 1 番ですが、3 月 24 日に譲受人の\*\*\*\*\*さんとお会いしまして、お話を伺いました。本人はそんなに若くないんですけども、事務局の説明にありましたように非常に農業に意欲的で、トラクターや田植機も所有していることから、今後耕作は大丈夫だというふうに確認いたしましたので報告いたします。

田中正雄委員

整理番号 2 番ですが、譲受人から連絡をいただきまして 19 日に現地を確認してまいりました。詳細内容につきましては、事務局の報告のとおりでございます。

議長（上村会長）

整理番号 3 番については、梅田委員欠席ということで、事務局の説明のとおりでございます。

橘 精一委員

整理番号 4 番ですが、19 日に両名にお会いしました。現地はまだ少し雪があったんですが、事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

星野貞樹委員

整理番号 5 番ですが、事務局の説明のとおりです。

議長（上村会長）

整理番号 6 番、中澤委員ですけれども、不在ですので、事務局の報告のとおりということでお願いいたします。

整理番号 7 番についても、事務局の報告のとおりということでお願いいたします。

小幡悦男委員

整理番号 8 番ですが、事務局の説明のとおりでございます。

馬場公雄委員

整理番号 9 番ですが、12 日に\*\*\*\*\*さんから電話をもらいまして、生前に贈

与を受けるということで、19日にこの地図をもとに現地を確認してきました。あとは全部事務局の説明どおり、間違いなく耕作すると思います。

小西正春委員

整理番号 10 番ですが、事務局の説明のとおりでございますし、もう\*\*\*\*\*さんがおとし当たりから耕作を手伝って行っていますので、今回贈与しても耕作には何ら問題ないと思います。

佐野 彰委員

整理番号 11 番ですが、4月20日に\*\*\*\*\*さんに出向き、伺ってきましたが、事務局の言うとおりで。譲渡人の\*\*\*\*\*さんに連絡取ったのですが、地元で自宅もまだあるし、また新潟のほうということで両方へ電話しましたが、連絡は取れませんでした。なので、そちらのほうとは確認取れておりません。そのほかについては事務局の説明のとおりです。

議 長（上村会長）

整理番号 12 番・13 番・14 番については、事務局の報告のとおりでございます。

横山史子委員

整理番号 15 番ですが、これも同じく 3月24日に\*\*\*\*\*さんにお会いしてお話を聞きました。そして本日の午前中、譲渡人\*\*\*\*\*さんとともに現地を確認しに行ってきました。まだ現地のほうは雪がありましたが、\*\*\*\*\*さんのお話では現地のほうは年2回、トラクターで耕運をして保全管理を行っているので、今年から作付けするのは問題ないというお話でしたので、ご報告いたします。

議 長（上村会長）

整理番号 16 番につきましては、事務局の報告のとおりということでございます。

第1号議案について事務局並びに地区担当委員の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。採決は、権利の種類ごとに行います。

最初に、所有権移転売買に関する整理番号 1 番から 6 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、所有権移転贈与に関する整理番号 7 番から 10 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、貸借権設定に関する整理番号 11 番から 14 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

続きまして、使用貸借権設定に関する整理番号 15 番・16 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請決定」については、整理番号 1 番から 16 番まで申請どおり許可することといたします。

## 農地法第3条の規定による許可処分取消申請決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分取消申請決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の13ページをお願いします。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分取消申請決定」について、今月は1件の申請がありました。

整理番号1	譲渡人	*****
	譲受人	*****
	申請地	***** 田ほか2筆 合計1,690㎡
	権利種類	所有権移転 売買 *****
	取消申請の理由	譲渡人の後継者が耕作することになったが、農業委員会へ取消しの申請をしていなかったため申請があったもの

この案件につきましては、平成17年12月14日付で双方から申請があり、平成17年12月22日の農業委員会総会で許可処分が決定したのですが、許可後すぐに譲渡人の世帯が耕作を継続するということになり、双方で相談を行った結果取消をすることに決めたということでございました。そのため売買代金の支払いも行われず、当然所有権移転登記もされておられません。しかしながら、肝心の農業委員会へ取消の申請をするのを忘れていたため、この度取消の申請があったものです。登記のほうも確認いたしましたし、水田台帳の名義人も譲渡人の名義となっているため問題ないかと考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号について事務局の説明が終わりました。取消申請の理由のとおりということでございます。内容について質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分取消申請決定」について、申請どおり決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 農地法第5条第1項許可申請意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号「農地法第5条第1項許可申請意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の14ページをお願いします。

議案第3号「農地法第5条第1項許可申請意見決定」について、今月の申請については3件です。内訳ですが、所有権移転売買が2件、所有権移転の贈与が1件となっております。

整理番号1	譲渡人	*****
	譲受人	*****
	申請地	***** 畑 82 m <sup>2</sup>
	権利の種類	所有権移転 売買 *****
	転用目的	資材置場用敷地
	申請概要	資材置場（造成 82 m <sup>2</sup> ）
	農地区分	第2種農地
	判断理由	申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため

申請地は\*\*\*\*\*の農地です。昨年7月に農地法第5条第1項の規定により許可を得て取得した資材置場用地の拡張です。当地にて事業を始めましたが、乗り入れ部分が狭く、有効活用しにくいので、利便性の向上のため、隣接する畑を購入し、資材置場用地としたいものです。所有者は新潟市におり、管理が難しいため、処分を検討していたところ、資材置場用地としての申し出もあり、話がまとまり申請があったものです。

整理番号2	譲渡人	*****
	譲受人	*****
	申請地	***** 田 35 m <sup>2</sup>
	権利の種類	所有権移転 贈与
	転用目的	住宅敷地の拡張
	申請概要	住宅敷地（計 288 m <sup>2</sup> ）
	農地区分	第1種農地
	判断理由	住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。平成12年10月に公共用地の代替地として\*\*\*\*\*の土地を所有し、建物を新築しました。その際に、申請地も併せて手続きをしたものと思い込み、乗入れ口として造成いたしました。この度、所有者・地目が変わっていないということが分かり、改めて申請があったものです。なお、既に造成し宅地化していますので、無断転用となり、追認許可となります。

整理番号3	譲渡人	*****
	譲受人	*****
	申請地	***** 田 40 m <sup>2</sup>
	権利の種類	所有権移転 売買 *****
	転用目的	自家用駐車場の敷地
	申請概要	駐車場 (1 台分)
	農地区分	第2種農地
	判断理由	申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。現在自宅の乗り入れに神社の参道を使っていますが、幅が狭く乗り入れに苦勞しているため、申請地を取得し、駐車場敷地として利用したいものであります。以上です。

議 長 (上村会長)

議案第3号について、事務局の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の調査等・補足説明ありましたら、お願いいたします。

桑原正文委員

整理番号1番ですが、13日に譲受人の方から電話いただきまして、現地の確認へ行っております。当該地は、許可済みのものも含めて、数年まえから保全管理的な状態になっておりました。南北が住宅、それから西側が地図にある農村公園に囲まれた場所でありますので、営農上何ら問題ないと思います。

小島結治委員

整理番号2番ですが、道路拡張がおきまして、ここの地番のみが移転に至らなかったということが後日発覚しましたというような文で説明がございました。住宅と道路の間ですので、これは農地として利用できる状況にもないのかなということですので、事務局の説明のとおりです。

議 長 (上村会長)

整理番号3番については、事務局の説明のとおりでございます。従来から提案がございまして、譲受人の自宅はこの地図を見ても分かるように細い道の奥ということで、たまたま新築するというようなことの中で隣人と土地の売買というものが成立を円満にしたという状況でございます。

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第3号は、整理番号ごとに行います。

最初に、整理番号1番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。



それでは、議案第3号「農地法第5条第1項許可申請意見決定」について、採決のとおり整理番号1番・2番・3番ともに許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の15ページをお願いします。

議案第4号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権設定	新規	利用権設定を受ける者7人、利用権設定をする者8人 面積19,854㎡ 筆数30筆
	更新	利用権設定を受ける者10人、利用権設定をする者9人 面積52,700㎡ 筆数88筆
中間管理機構		利用権設定を受ける者1人、利用権設定をする者12人 面積43,247.03㎡ 筆数63筆
	移転	利用権設定を受ける者2人、利用権設定をする者3人 面積34,663㎡ 筆数9筆
	計	利用権設定を受ける者20人、利用権設定をする者32人 面積150,464.03㎡ 筆数190筆

詳細については事前配布してあるとおりでございます。

次に所有権移転ですが、議案書の26ページをお願いします。

今月は1件となっております。

整理番号1	所有権の移転を受ける者	*****
	所有権の移転をする者	*****
	内容	***** 畑 1,801㎡
	対価	*****

現在、圃場整備が入っている所になるかと思えます。

以上、利用権設定並びに所有権移転について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。なお、3月末時点の自己所有農地を含めた認定農業者への集積率が44.6%ということで、先月に対しまして0.3%増となっております。それから、所有農地使用貸借権設定を除いた賃借権を設定した認定農業者への流動化率ですが、24.2%となっております。こちらも先月に

対しまして 0.4%の増ということで、いずれも集積流動化が進んでいると思います。以上です。

議 長（上村会長）

議案第4号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になさいますので、お諮りいたします。議案第4号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画どおり決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## その他

議 長（上村会長）

それでは、日程第5「その他」ということをございまして、各団体選任委員から情報がありましたらお願いいたします。

佐藤角二委員（北魚沼農協）

特別ありません。

渡邊弘義委員（農業共済）

特にありません。

議 長（上村会長）

土地改良区の日黒委員は、本日欠席ということでございます。事務局からありましたら、お願いいたします。

事務局（星主任）

特にありません。

議 長（上村会長）

それでは、それぞれ特になさいます。その他ということで、皆さん方からありましたらよろしくお願いいたしますが、いかがでしょうか。

（特になし）

特になさいますので、本日のこの総会については非常にスムーズに進めさせていただきまして、大変ありがとうございました。

いよいよ耕作が始まるということでございまして、稲作の関係では、先般生産再生協議会のほうから農業者間調整とか、そういった貸し付け面積ということで、面積の配布があったわけでございますが、実はまだ複写の配布はされておられません。4部複写になっていて、必読の用紙が来ているはずなんですけれども、実は確認したところ、農家組合長会議が農協の総代会が終わらないとできないというような事務局の説明がありまして、農家組合長会議が月曜日当たりからあるそうでござい

す。それから、この生産調整の複写の正式な計画書が配布されるということで、皆さま方にお繋ぎをさせていただきます。

それでは、非常にこれから忙しくなります。くれぐれも農作業事故には十分注意いたしまして、農作業等に当たっていただきたいと思います。そのようなことで本日の総会については終了させていただきます。大変どうもありがとうございました。

(時刻は 14 時 30 分)

上記会議の内容は、平成27年度第1回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---